

商標の拒絶理由・異議申立理由・無効理由の比較

2020.03.10作成
小山特許事務所(koyamapat.jp)

	拒絶理由	異議申立理由	無効理由
	第15条 審査官は、商標登録出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その商標登録出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。	第43条の2 何人も、商標掲載公報の発行の日から二月以内に限り、特許庁長官に、商標登録が次の各号のいずれかに該当することを理由として登録異議の申立てをすることができる。この場合において、二以上の指定商品又は指定役務に係る商標登録については、指定商品又は指定役務ごとに登録異議の申立てをすることができる。	第46条 商標登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その商標登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、商標登録に係る指定商品又は指定役務が二以上のものについては、指定商品又は指定役務ごとに請求することができる。
自他商品役務識別力(3条)			
不登録事由(4条1項)	一 その商標登録出願に係る商標が第3条、第4条第1項、第7条の2第1項、第8条第2項若しくは第5項、第51条第2項(第52条の2第2項において準用する場合を含む。)、第53条第2項又は第77条第3項において準用する特許法第25条の規定により商標登録をすることができないものであるとき。	一 その商標登録が第3条、第4条第1項、第7条の2第1項、第8条第1項、第2項若しくは第5項、第51条第2項(第52条の2第2項において準用する場合を含む。)、第53条第2項又は第77条第3項において準用する特許法第25条の規定に違反してされたこと。	一 その商標登録が第3条、第4条第1項、第7条の2第1項、第8条第1項、第2項若しくは第5項、第51条第2項(第52条の2第2項において準用する場合を含む。)、第53条第2項又は第77条第3項において準用する特許法第25条の規定に違反してされたとき。
地域団体商標(7条の2第1項)			
不正使用取消審判により登録取消の場合の再登録禁止(51条2項、53条2項)			
外国人の権利の享有(特25条)			
先願(8条1項、2項、5項)	8条1項違反は、拒絶理由ではないが、異議理由・無効理由である。 「その理由は、8条1項違反で拒絶すべき場合は必ず4条1項11号違反になるから8条1項違反を拒絶理由としておく意味がないのに反し、これを無効理由にしておかないと誤って後願が先に登録された場合にその後願に係る登録を無効にできないからである。」(特許庁編『工業所有権法逐条解説 第20版』商標法第8条)		
条約違反	二 その商標登録出願に係る商標が条約の規定により商標登録をすることができないものであるとき。	二 その商標登録が条約に違反してされたこと。	二 その商標登録が条約に違反してされたとき。
商標の明確性(5条5項)	三 その商標登録出願が第5条第5項又は第6条第1項若しくは第2項に規定する要件を満たしていないとき。	三 その商標登録が第5条第5項に規定する要件を満たしていない商標登録出願に対してされたこと。	三 その商標登録が第5条第5項に規定する要件を満たしていない商標登録出願に対してされたとき。
一商標一出願(6条1項、2項)		一商標一出願の要件違反は、拒絶理由であるが異議理由・無効理由ではない。	
無権利者登録	46条1項四号の無効理由に相当する規定が15条の拒絶理由にない。 その理由は、「審査の段階では、このようなことが問題とならないのに反し、いったん誤って無権利者に登録がされたときにはそのまましておくのは妥当ではないからである。」(特許庁編『工業所有権法逐条解説 第20版』商標法第46条)		四 その商標登録がその商標登録出願により生じた権利を承継しない者の商標登録出願に対してされたとき。
後発的無効理由	登録後の後発的事由は、無効理由のみである。		五 商標登録がされた後において、その商標権者が第77条第3項において準用する特許法第25条の規定により商標権を享有することができない者になったとき、又はその商標登録が条約に違反することとなったとき。 六 商標登録がされた後において、その登録商標が第4条第1項第一号から第三号まで、第五号、第七号又は第十六号に掲げる商標に該当するものとなったとき。 七 地域団体商標の商標登録がされた後において、その商標権者が組合等に該当しなくなったとき、又はその登録商標が商標権者若しくはその構成員の業務に係る商品若しくは役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているもの若しくは第7条の2第1項各号に該当するものでなくなっているとき。

【商標登録の無効審判の請求に対する除斥期間】

第47条 商標登録が第3条、第4条第1項第八号若しくは第十一号から第十四号まで若しくは第8条第1項、第2項若しくは第5項の規定に違反してされたとき、商標登録が第4条第1項第十号若しくは第十七号の規定に違反してされたとき(不正競争の目的で商標登録を受けた場合を除く。)、商標登録が同項第十五号の規定に違反してされたとき(不正の目的で商標登録を受けた場合を除く。)、又は商標登録が第46条第1項第四号に該当するときは、その商標登録についての同項の審判は、商標権の設定の登録の日から5年を経過した後は、請求することができない。

2 商標登録が第7条の2第1項の規定に違反してされた場合(商標が使用された結果商標登録出願人又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているものでなかつた場合に限る。)であつて、商標権の設定の登録の日から5年を経過し、かつ、その登録商標が商標権者又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その商標登録についての第46条第1項の審判は、請求することができない。

【防護標章登録の場合の読替え】

第68条第2項

第14条から第15条の2まで及び第16条から第17条の2までの規定は、防護標章登録出願の審査に準用する。この場合において、第15条第一号中「第3条、第4条第1項、第7条の2第1項、第8条第2項若しくは第5項、第51条第2項(第52条の2第2項において準用する場合を含む。)、第53条第2項」とあるのは「第64条」と、同条第三号中「第5条第5項又は第6条第1項若しくは第2項」とあるのは「第6条第1項又は第2項」と読み替えるものとする。

第68条第4項

第43条の2(第3号を除く。)から第45条まで、第46条(第1項第三号及び第七号を除く。)、第46条の2、第53条の2、第53条の3、第54条第1項及び第55条の2から第56条の2までの規定は、防護標章登録に係る登録異議の申立て及び審判に準用する。この場合において、第43条の2第一号及び第46条第1項第一号中「第3条、第4条第1項、第7条の2第1項、第8条第1項、第2項若しくは第5項、第51条第2項(第52条の2第2項において準用する場合を含む。)、第53条第2項」とあるのは「第64条」と、同項第六号中「その登録商標が第4条第1項第一号から第三号まで、第五号、第七号又は第十六号に掲げる商標に該当するものとなつているとき」とあるのは「その商標登録が第64条の規定に違反することとなつたとき」と読み替えるものとする。